

以下の注意事項に関しましては、各市町村にご確認くださいませよう、よろしくお願ひいたします。

※事前調査に必要な書類

※行政庁によっては上記フローによらない場合もあります。

※消防用控え等、行政庁によっては別途提出図書が必要な場合があります。

### ▲兵庫県特定行政庁（篠山市、洲本市、三木市、淡路町、猪名川町、豊岡市、他も含む）

項目	申請者	市町村・特定行政庁	確認検査機構トラスト
事前相談	建築確認に必要な事項等についてご相談に応じます。		
受付までの流れ			
受付			
受付後			
確認申請			